

令和 3年 4月 23日
土木部 工事第一課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和2年12月7日(月)午前9時15分頃
(天気:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区桜上水二丁目19番16号(裏面参照)

(3) 相手方 乙()

(4) 事故内容 桜上水二丁目19番16号において、世田谷区(以下「甲」という。)工事第一課職員が運転する軽自動車は、現場調査のため近傍のパーキングに駐車しようとして、一旦路上に停車した。

その際、後方からトラックが走行してきたため、パーキング内に車を寄せたところ、運転操作を誤り、既に駐車していた相手方車両(以下「乙」という。)に接触し、左フロント部を損傷させた。

(5) 損傷の程度 乙 左フロント部破損

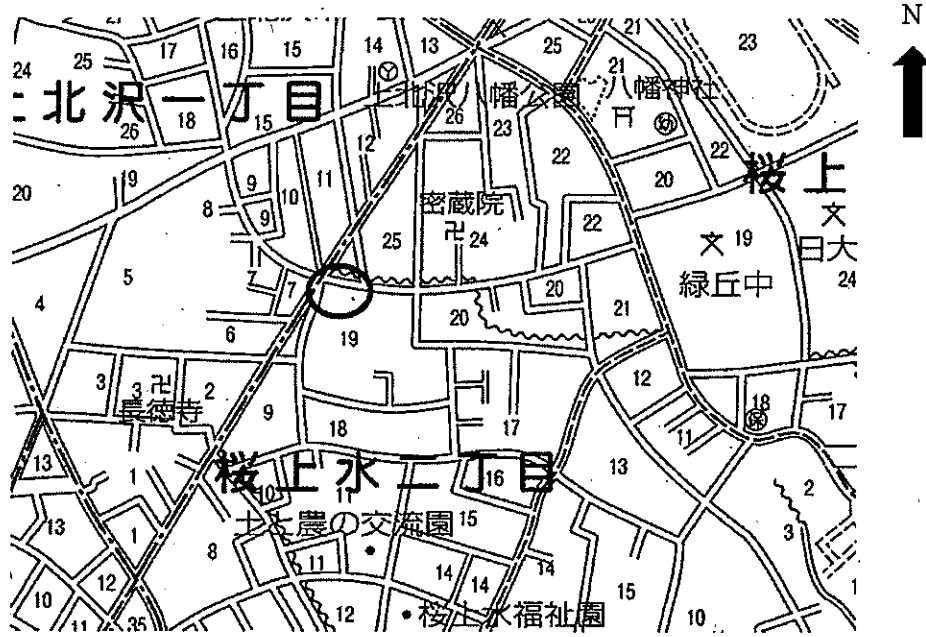
(6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 424,633円
(自動車保険より全額支払われる)

3 専決処分日 令和3年4月15日

位置図

(桜上水 2-19-16)



事故詳細図

